

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年6月30日

【会社名】 スーパーバッグ株式会社

【英訳名】 Superbag Company, Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 福田晴明

【本店の所在の場所】 東京都豊島区西池袋5丁目18番11号

【電話番号】 (03)3987-9201

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 柳井俊一郎

【最寄りの連絡場所】 埼玉県所沢市若狭1丁目2602番地

【電話番号】 (04)2938-1222

【事務連絡者氏名】 取締役専務執行役員管理本部長 柳井俊一郎

【縦覧に供する場所】 スーパーバッグ株式会社 大阪支店  
(大阪府大阪市都島区東野田町1丁目20番地5号)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成29年6月29日の第80回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

##### 期末配当に関する事項

###### 配当財産の種類

金銭といたします。

###### 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金6円

総額91,788,414円

###### 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

#### 第2号議案 株式併合の件

##### 株式併合を行う理由

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、すべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を現在の1,000株から100株に変更するとともに、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）を維持することを目的として、株式併合を実施するものであります。

##### 株式併合の内容

###### イ 併合する株式の種類および割合

当社普通株式について、10株を1株に併合いたします。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに基づき、一括して処分し、その処分代金を端数の生じた株主に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

###### ロ 株式併合の効力発生日

平成29年10月1日

###### ハ 効力発生日における発行可能株式総数

5,763,000株

###### ニ その他

本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

#### 第3号議案 定款一部変更の件

第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合の割合に合わせて発行可能株式総数を5,763万株から5,763,000株に減少させるために現行定款第5条を変更するとともに、全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を1,000株から100株とするために現行定款第7条を変更するものであります。

なお、本定款の一部変更の効力は、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日に生じる旨の附則を設け、効力発生日経過後は、これを定款から削除するものといたします。

#### 第4号議案 取締役10名選任の件

取締役として、福田晴明、柳井俊一郎、平野哲男、吉田精一、飯見 勉、大山 亨、福田英範、古川 肇、浅野善照、本橋秀明を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

| 決議事項                | 賛成数<br>(個) | 反対数<br>(個) | 棄権数<br>(個) | 可決要件 | 決議の結果および<br>賛成比率(注)4 |
|---------------------|------------|------------|------------|------|----------------------|
| 第1号議案<br>剰余金処分の件    | 11,870     | 13         | 0          | (注)1 | 可決 99.8%             |
| 第2号議案<br>株式併合の件     | 11,866     | 17         | 0          | (注)2 | 可決 99.7%             |
| 第3号議案<br>定款一部変更の件   | 11,870     | 13         | 0          | (注)2 | 可決 99.8%             |
| 第4号議案<br>取締役10名選任の件 |            |            |            |      |                      |
| 福田晴明                | 11,845     | 35         | 0          | (注)3 | 可決 99.6%             |
| 柳井俊一郎               | 11,865     | 15         | 0          |      | 可決 99.7%             |
| 平野哲男                | 11,865     | 15         | 0          |      | 可決 99.7%             |
| 吉田精一                | 11,865     | 15         | 0          |      | 可決 99.7%             |
| 飯見 勉                | 11,865     | 15         | 0          |      | 可決 99.7%             |
| 大山 亨                | 11,865     | 15         | 0          |      | 可決 99.7%             |
| 福田英範                | 11,865     | 15         | 0          |      | 可決 99.7%             |
| 古川 肇                | 11,845     | 35         | 0          |      | 可決 99.6%             |
| 浅野善照                | 11,865     | 15         | 0          |      | 可決 99.7%             |
| 本橋秀明                | 11,862     | 18         | 0          |      | 可決 99.7%             |

- (注) 1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成によります。  
 2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。  
 3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。  
 4. 賛成比率は出席した株主の議決権の数(事前行使分および当日出席分)に対する割合です。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権数の集計により、各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。